

## 22 直接国税犯則事件（査察事件）

## 22 - 1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

税 目	起 訴 事 件								有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額		
	前 年 から 繰 越 未 決 件 数	本年の 起 訴 件 数	起 訴 件 数				未 決 件 数	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金		
			有 罪 件 数	無 罪 件 数	公 訴 権 消 滅 件 数	人 員			金 額		
申告所得税	×	×	×	9	-	-	×	8	内 8	9	千円 509,000
法人税	9	22	31	20	-	-	11	21	内 ×	20	444,000
その他	×	-	×	×	-	-	-	×	内 ×	×	70,000
計	15	×	×	×	-	-	×	×	内 ×	×	1,023,000

調査期間：平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

## 22 - 2 犯則者違反行為別件数

(単位 件)

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 2 3 8 条	9	第 1 5 9 条	20	ほ 脱 犯 規 定	×
第 2 4 4 条	外1	第 1 6 4 条	外20	両 罰 規 定	外 -
計	外1	計	外20	計	外 -

(注) 1 この表は、「22 - 1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。